

フランス第三共和政初期の教員養成改革に関する考察 (5)

— 1879年師範学校設置法の成立過程：その5 —

尾上 雅信

本稿では、1879年師範学校設置法の成立過程について、上院における審議の後半部分を取りあげ、概要をまとめるとともに、とくに改革立案・推進主体の言説の特徴を考察した。具体的には、①法案反対論の演説、②法案を支持する公教育大臣の演説、③逐条審議における修正案の内容と提案理由の内容、の3点について概要を示し、それぞれの特徴を検討した。②のジュール・フェリーの演説からは、師範学校の教育の特質を「教授法の教育」「附属学校」での実習を中核とする「教育学的教育」の充実に置いたもので、改革立案・推進主体の構想を具体的に示すものであったことが、あきらかとなった。これらの論議の後、本法案は上院においては修正されることなく可決され、これをもって1879年師範学校設置法は法制的に成立したのであった。

Keywords：第三共和政，師範学校，ジュール・フェリー，教育学，附属学校

I. はじめに

前稿⁽¹⁾においては、1879年師範学校設置法の成立過程について、上院における審議の前半部分を取りあげ、その概要をまとめるとともに、そこにおける改革立案・推進主体の言説の特徴について考察した。具体的には、①上院に提案された法案の全容を紹介し、②上院における法案検討委員会の報告の概要と特徴を考察し、これらをふまえて、③法案審議における反対論の概要と特質、④それに対する法案検討委員長の見解を取りあげ、概要と特徴を検討した。その結果、②および④にみられる言説から、法案の制定・実施によって新たに設置される師範学校の教育について、既存の師範講座（修道会系の私設の寄宿制学校—教員免状取得のための教育も実施）との比較において、「教授法の授業」「附属学校」での実習を中核とする「職業的（専門的）教育」の充実に根拠とした優越性を強調していたことをあきらかにした。また、③の反対論からは、法案さらにその立案主体の意図が、修道会に代表される宗教的勢力による教育の廃止をめざすものとして認識され、かつ批判・反対されていたことをあきらかにした。

上院での審議は、緊急宣言 (l'urgence) により、短期集中的に行なわれることとなっていたのである。

本稿では、上院における審議の後半部分を取りあげ、これまでと同じく『フランス共和国官報 (Journal Officiel de la République Française)』掲載の議会議事録を資料として検討する。具体的には、(1) 上院審議の後半—これが議会における最後の審議となる—の概要をまとめ、議論の中心となった課題をあきらかにすること、さらに、(2) その過程において、教員養成改革の意図とくに改革主体によって教員に求められた資質 (qualité) の内実—すなわち、改革主体がその改革をとおして新たに養成される教員に期待した資質の内実—の解明という観点から、注目される言説を中心に紹介と検討を行なうこととしたい。

II. 本論—1879年師範学校設置法成立過程：その5

すでにみたように、上院における法案審議は、1879年7月29日から開始され、同日はシュスロン (Chesnelong) の反対論の開陳のみに終わり、翌30日には法案検討委員長フルイラ (Ferrouillat)

の答弁がなされたのであり、前稿ではここまでをとりあげた。30日の審議は、フルイラ委員長の答弁のみに終わり、審議は翌日31日に継続されたのであった。本稿では、この31日の審議、すなわち本法案の議会における最後の審議をとりあげる。具体的には、法案検討委員長の答弁に対するシュスヌロンの再反対の演説、それに対するジュール・フェリー (Ferry, J.; 1832-1893) の答弁ともいえる演説、そして最後の演説であるシュスヌロンの反対論を順次とりあげ、それぞれの概要をまとめるとともに、上述した観点からの考察を行なうこととする。最後に、この全体審議の後に行なわれた逐条審議における修正案の提案とそれぞれの提案理由、および法案の可決・成立にいたるまでの概略をまとめることとしたい。

1. シュスヌロンの反対論 (再登壇)

この日の全体討論 (全般的審議) は、前々日にも法案反対論を演説した、検討委員の一人でもあったシュスヌロン (Chesnelong) がふたたび登壇し、またも反対論を開陳するところから始まった。シュスヌロンの今回の反対論は感情を抑えたものであり、その内容はおおよそ、つぎのように区分できる。第一に、法案が成立した場合の師範学校設置に関わる県の財政的負担増について論じる部分、第二に、教員志願者の数量的実際にもとづいて師範学校の不要を唱える部分、第三に、前日のフルイラ委員長の発言をとらえて、法案あるいはそれを準備する改革立案主体の意図 — 後述のように、修道会による教育の廃止ととらえていた — を批判・非難する部分、それとの関連において第四に、師範講座を弁解・擁護する部分、最後にふたたび法案の真のねらいをあげて反対する締めくくりの部分、である。以下、それぞれの概要をまとめながら、特徴のある言説をとりあげ、検討してみたい⁽²⁾。

シュスヌロンの反対論は、まず、法案が定める規定で師範学校を設置する場合の、県の財政的負担増について論じるところから始まる。それによれば、新たに女子の初等師範学校を設置する場合、法案に従い、仮に3分の2の国家補助が得られたとしても、それでも3分の1は県の負担となる。その額は平均して15,000フランにのぼるといふ。さらに加えて、既存の男子師範学校の経費もかかるわけで、これらによって「県の財政上、真に深刻な状況」をまねくこととなる、という。これを回避するためには、新税を設けるか、あるいは放置してしまうことが迫られることとなり、したがって、法案の実現は早急に

決めるべきではないというのである。

反対論の第二は、これもすでに論じられたことではあるが、教員志願者数の現実・実態からの反対＝師範学校不要論である。シュスヌロンは、現時点では職に就けない教員志願者が多いことを繰り返して主張する。このたびは、前の公教育大臣バルドウ (Bardoux, A.; 1829-1897) の示す資料を根拠にして、2,150名の志願者に職がないことをあげ、それゆえに現時点では師範学校を新設する必要はないとするのである。ただし、この数字の根拠さらに立論についてはシュスヌロンも強弁はせず、現在においても学校そして補助教員 (adjointes) の不足は認め、それゆえ将来においては師範学校も必要となるだろうと、いささか歯切れの悪い反対論・不要論を開陳するのである。

反対論の第三点、そして今回の反対論においてもっとも雄弁に語っているところは、法案さらに改革を立案する側の意図ないしねらいについて論じる部分である。シュスヌロンの主張は、およそつぎのようになる。すなわち、今日においても実際には「私立」であっても、「合法的に認められた (autorisées)」「公立 (publiques)」とされる学校が数多く存在している現実は無視できない。それにもかかわらず、フルイラ委員長はこれらの学校を廃止しようとしている。しかもこうした廃止は市町村 (コミューン) 議会の要望によるものだと強弁している、と。彼は、このようなことに反対するのだとして、「そこにこそ、本法案の真の動機、真の必要性があるのだ」、「この法案は、修道会学校に対して仕掛けられた戦うための機械なのだ」とするのである⁽³⁾。さらに彼はつづけて、つぎのように述べている。まずは、家庭を説得しなければ、家庭は反発するにちがいない。「公立の資格のある修道会学校」を新たな公立学校にとって代えようとしたところでは、前の学校がかつての生徒たちをすべて囲い込んだままであって、それに取って代わったはずの公立学校はからっぽなままなのだ、と。そうした具体的な事例をあげ、つぎのように主張するのである。私立学校を選択しようとする家長、「自らの子どもを自らの信仰の原理において育てたいと望む家長」に対して公立学校経費の負担を強制的に押しつけることは、一方で、同時に私立学校すなわち「修道会学校」をまったく私的な献身でもって維持させておくのであれば、それは、たいへん不都合なことだと思ふのである、と。そして、このような事態は「家族の感情に逆らっている」のであり、「キリスト教の家庭の権利」を尊重していないのであるとして、反対するのである。この第三点は、すでに前回の反対

演説においても述べられた点であり、本法案 — 師範学校とくに女子師範学校の設置を各県に義務づけようとする — そのものに直接関わる反対ではなく、それを準備さらにそれをひとつの橋頭堡として改革を推し進めようとする側に対する、その改革全体のねらいを指摘しつつ反対するものといえる。この点において、この議場における反対論としては、いささか論点がずれたものであったことは否めないであろう。

第四点は、上記の観点からの反対との関連において、さきに法案検討委員長のフルイラが主張した、師範講座との比較における師範学校優越論への反論、すなわち師範講座弁護・擁護論の展開である。この擁護論は、師範講座を「異端」扱いにして、劣等視していることへの反論が基調となっており、内容は以下のようにおよそ六点にまとめることができるものである。順次、あげておく。

第一は、師範講座の教員は国によって選出されたものではないという批判に答えるものである。師範講座は県会によって「指定」を受け、県会によって「許可」されている点を強調し、(公教育)大臣の絶対的な管理の下に置こうとすることは、「自由に対する進歩」とは言えないと反論するのである。第二は、師範講座には、「真剣な査察 (examens)」が存在しないという批判に対して、である。これは具体的には、視学官による立ち入りの査察がないという批判に対するもので、この批判には、シュスヌロンは自分の県の事例をあげ、そこでは県会議員で構成される「査察委員会」があって活動していることを反例としてあげるのである。三番目には、師範講座には「附属学校がない」という点への反論である。これは、多くの師範講座には附属学校が設置されていると主張し、さらに今はなくとも、そのような施設は容易に普及するのであり、そのための「良き行政的指導」を行なうこともできるのでとしている。四番目には、師範講座は経理が管理されていないという批判への反論であるが、これについては、そのような批判は根拠のないものとしているだけである。第五に師範講座の教育に対する批判への反論で、本来、これが重要な位置をしめるべき反論である。フルイラらの批判によれば、師範学校は3年間の就学であるのに対し、師範講座は2年間に過ぎないとされるが、実際には3年間の講座もあるのだと、これも自分の県の事例をあげて反論している。3年目の学習は奨学生のためにあり、奨学金は県からの出費が止まれば国家補助を受けているという事例を紹介し、このうえさらに多大な負担を負ってまで、新たに師範学校を設置する必要はないとするのであ

る。最後に六番目として、師範学校と師範講座それぞれの入学志願者数の違いについて、これは奨学金給付の数の違いによるものとして、師範講座への好意の少なさを指摘するのである。このような反論を根拠にして、師範講座は師範学校に劣らず優れた点があり、それは決して廃止されるべき教育施設ではないと、主張したのであった。

反論の最後には、上記の擁護論からの発展として続けられる。すなわち、師範講座と師範学校の「唯一の相違点」それは、「師範学校では校長と教員のすべてが公教育大臣によって任命されていること」であるとし、法案の立案および支持者たちがこのことにたいへん執着する根拠は、師範学校の管理から修道会を排除しようということにあると断じるのである。このような「排除」が行なわれたら、「宗教的な家庭を嫌悪するように公教育を仕向ける反修道会的な酔狂」になるだろう、それには師範講座は容易には適応できない、このことが法案に反対する理由(動機)のひとつなのである、と反対演説を締めくくるのであった⁽⁴⁾。

以上のように、シュスヌロンはおもに五つの観点から法案について反対を主張した。しかし、その主張はすでに下院における審議過程でもみられたものが多く、また、師範講座の擁護論 — したがって師範学校劣等もしくは不要論 — は、わずかな事例を反証とするだけで根拠にとぼしく、かつ、その教育上での優劣を論じるものではなかった。特徴的な点としては、前回の演説同様、法案支持派すなわち教育改革立案・推進主体の意図あるいはめざすところとして、修道会学校の廃止の企図をあげ、教育また信仰の自由の観点からそれに対してつよく反対していたことがあげられるのみと言っても過言ではないものであった。

こうした、やや精彩に欠けた、あるいは実質的内容にとぼしいシュスヌロンの反対論につづいて登壇したのが、ときの公教育大臣ジュール・フェリーであった。

2. ジュール・フェリー文相の演説 — 法案賛成論と師範学校優越論の展開

ジュール・フェリーの演説⁽⁵⁾は、シュスヌロンの反対論に対する反論から始まった。それはおよそ、三つの部分に区分することができる。ひとつは、シュスヌロンの反対論に対する直接的な反論で、師範学校設置にともなう各県の財政的負担増の問題ならびに、修道会学校もしくは修道会による教育の廃止にかかわる教育の自由の問題に対する答弁を行なう

部分、第二に、それとの関連で、師範講座の教育を批判する — それは同時に師範学校を擁護することとなる — 部分、最後に、地方における修道女たちによる教育の実態の一端を紹介し、コメントする部分、である。以下、順次、概要をまとめながら、とくに教員養成の改革によって新たに教員に期待された資質の内実を探るという観点から重要と判断される言説についてとりあげ、検討することとしたい。

(1) シュスヌロンの反対論への反論 — 財政問題と教育の自由をめぐる —

フェリー文相は、「シュスヌロン氏に追従して細かな議論に入り込むこと」は避け、「本法案の真の性格、その範囲」、そして「この法案の根底にある良き学校組織の根拠とは何であるか」について述べることにしたい、と演説を始める。重要なことは、金の問題ではないとして、「県の予算の問題よりもより大切なもの」、それは「学校およびその良き組織についての問題である」と言う。それはすなわち、「この国における、女子教育の合理的な組織と構成についての問題」であり、そこに本法案の目的があり、端的に言えば、「それは女子の師範学校を創設すること」なのであると主張する。そして、従来から男子の師範学校は、皆が尊敬するような男子教員の教育集団を形成してきたが、これについては疑う余地もないだろうとし、ならば、「女子のために、女子教員の良き教員集団を形成するために、どうして男子と同様のことをしようとししないのか?」と問いかけ、ここに、「真の問題」があり、それはすなわち「学校の問題であり、教育の問題なのだ」と言う。これはすなわち、シュスヌロンの主張する県の財政上の負担増の問題より、教育の問題のほうが重要であり、そのまえには、財政の問題は小さな問題にすぎないという、やや傲慢とも言える論調である。事実、フェリー文相は、財政問題については、われわれを対立させているのは、この問題ではないとして、既存の男女の師範学校の数をあげ、これらに国家が補助金を支出している現状を説明して国家補助が法案の基本にあることを述べ、「議論の真の関心 (intérêt = 問題点)」は、そこにはない」と、一蹴しているのである。では、フェリーの言う問題、「法案の真の問題」とは、どこにあるのか。フェリーはここで、シュスヌロンの発言をとりあげる。それはすなわち、この法案が、修道会の教育に深い侵害を与えることであり、その手始めが、修道会教員免状の廃止である、とした発言である。聖職者にほぼ無条件で初等教員の資格を授与する修道会教員免

状⁽⁶⁾が演説に登場し、かつ、フェリーが「われわれが求めるのは、免状の前の平等である」と発言したことから、シュスヌロンが発言を求め、議場で論争となってしまふ⁽⁷⁾。その結果、当面の議論としては、修道会の学校とその免状などについては、修道会教員免状について討論するときにとりあげることによって両者が一致したのであった⁽⁸⁾。フェリーはこの議論を振り切るように、つぎのように発言して、この問題を切り上げている。すなわち、「男子の世俗的教育の成功をもたらしたのと同じ基盤のうえに、女子の教育を構築しようとする」とが、本法案の目的であり、これをなぜ拒絶するのか、このことが、「諸君の自由」に如何なる打撃を与えるというのか、法案は、自由の原理を侵害するものではないのだ、と言うのである。ここで、演説は一転して、シュスヌロンが擁護した師範講座の組織と教育への批判と続くのである。

(2) 師範講座批判 — その教育、とくに「教育学的教育」の欠如について

フェリーの師範講座批判もまた、さきに法案検討委員会報告を行なったロンジャ、また検討委員会委員長フルイラの演説 (答弁) と同様、師範講座の教育を批判するものであった。それは、さきの両者よりもいっそう「教育学的教育」の観点からなされた批判であり、またその「教育学的教育」の内実の一端も具体的にあきらかにしている点で、重要な言説である。このことはまた、教員養成改革 = 師範学校の教育改革によって新たに養成される教員に期待された資質の内実をさぐるという本稿の問題関心からも重要と思われる発言といえる。その意味での史的価値も考慮して、少々長くなるが、以下に引用してみよう。

「師範講座、これらのうち、良く組織され、良い成果をあげているのは、ごく少数であり、大部分のものは — わたしなりに譲歩しているのだが — 政府にも、また中央の教育行政にも、何ら (教育の成果の — 引用者) の保障も示してはいないのだ。そこでは、学校という観点がほかの利害に従属されている。それゆえ、これらの講座を管理する人々の思惑のなかには、世俗的な良き女子教員の養成 (recrutement = 任用 (広義の「養成」と解釈した — 引用者)) のことや、国家の公教育などについての考えは、存在していないのである。

そしてまた、教育に関する教育 (la discipline pédagogique)、つまり、もっとも繊細でもっとも難

しい技術を学ぶのと同じく、教えるということをする（apprendre à enseigner）ために必要な方法のすべてについても、同じように批判することができる。

なぜなら、諸君、ものを知る（savoir = 知識を獲得する）ということは、たいへんなことであるが、知っていることを教えるということは、さらにいっそう難しいことである（左翼から：賛同の声）。たいへん優秀なバカロレア（中等教育修了 = 高等教育機関入学資格 — 引用者）合格者であっても、たいへんお粗末な学校教師となることもあり得るということを知ること、今に始まったことではない。まったく職業的（professionnelle = 専門的）な教育の必要性は、学校の教師という繊細な職については、よりいっそう明白なのである。

その職業こそ、職業的な教育が、注意深く、順序だてられた、方法的な、一定の経験によって行なわれなければならないのだ。すなわち、『附属学校』、応用（実習）学校が、学校教師の教育学的教育の本質的な条件なのである（同じく左翼から：賛同の声）。統計が示しているが、附属学校は、ごく少数の師範講座にしかないけれども、女子の師範学校には必ず、基本的に附設されているのであり、それこそが、師範講座に対する真の優越性となっているのである（左翼から：そのとおり！）。⁽⁹⁾

ここでは、教員養成における「教育学的教育」の重要性が述べられているだけでなく、その具体的な目標と内容・方法（手段）についても言及されている。すなわち、教育学的教育の目標あるいは内容としては、「知っていることを教える」技術の獲得ということがあげられており、そのための訓練の場として「附属学校」があげられているのである。そして、このような教育学的教育 = 「教える」という技術の獲得ないし向上のための訓練の場としての附属学校（およびそこでの実習）の有無が、師範講座と師範学校の優劣を決める根拠とされているのである。フェリーがこのように、教育学的教育の具体的な内実として「教える」という技術をあげていることは、換言すれば、師範学校で養成される新たな教員に期待した資質の具体的な内実として、教える技術を想定していたことを語るものであり、これは、すでにみてきたように、下院におけるさまざまな議論・言説からも確認されたところであった。これらの言説も考慮して、この時点における法案すなわち教員養成改革の立案・推進主体が念頭においた教員の望ましい資質の内実として、この「技術」をあげることができるであろう。

フェリー文相の演説は、さらにつづく。ひきつづいて、師範講座の欠陥について、具体的に指摘するのである。それは、およそつぎのようであった。

① アリエ県の事例から：この県でも女子教員が不足し、志願者を求めている。師範講座が存在し、1877年から1878年の二年間で40名の国費の奨学生が在籍していたにもかかわらず、公立学校の女子教員の職に就いたものはひとりもいなかったこと。これは、まさに国費の無駄遣いであると断じている。

② アヴランシュ（Avranches）の事例から：視学官の報告によれば、この地の師範講座は、「教育学的教育（l'instruction pédagogique）の観点からみた不十分さ」が目立ち、図書、そして学習の方法についても見劣りするものであった。また、卒業生のほとんどが修道会に入っていた。これについてフェリーは、国家の補助を利用して修道会の教育を補強しているにすぎないとコメントしている。

③ アルビ（Albi）の事例から：この地区を担当する大学区（アカデミー）区長（総長）の報告によれば、この地の師範講座は県の補助を受けながらも、奨学生の選抜、教員免状試験の受験者数、さらに「附属学校での実習」などについて、何ら報告をしていないということであった。これについては、師範講座とその教育について、ユニヴェルシテ（中央教育行政機関）当局が管理できておらず、また満足もしていない現状を示すものであると、フェリーはコメントしている。

④ その他の事例から：或る師範講座は3年制といわれているが、これはまったくの作り話にすぎず、実際には第二学年と第三学年がほとんどまったく混在しているのが現状であるということ。また、或る師範講座（ウエスト（l'Ouest）県）は女子の修道院そのものであり、国の補助金も宿舍の増築に費消されていたこと、など。

これらの具体的事例を根拠としてあげ、視学官の報告を引用しつつ、フェリーは「師範講座と師範学校の違い」について、つぎのように結論づけるのである。

「諸君には、いわば直感的に、師範講座と、われわれがそれらと取りかえようとしている師範学校との間にある違いについて、理解してもらえたことと思う。師範講座に対しては、国家も県も実際、最初から手足を縛られたように、まったくもって何もできないでいる。師範学校は逆に、その教育についても、教職員についても、その予算についても、よく管理された師範講座ということができる。そのようにしているのは、まさに、真摯な管理監督、査察で

あり、一言で言えば、自らの責任を自覚し、物事の真実を守るとともに一定の規則を定める権利を要求する政府の関与なのである」と¹¹⁰⁾。

この後も、フェリーの師範講座批判はつづく。或る師範講座は、国家補助も受けてすばらしい寄宿舎も整備しているが、それだけに、「貧しく、つましく、控えめな生活」に慣れさせるものではなく、女子教員を養成するものではないと言う。それは、女子教員にふさわしいものではないとまで、言うのであった。ここから、フェリーもまた、師範学校優越論を語るることとなるのである。注目されるのは、ここでフェリーが、「教育の観点から」優越論を語ろうとしている点である。それは、以下の四点にまとめられよう。

- ① 師範学校は、皆同一の目的をもった者だけが集まり、そこでは、「尊敬される、教育ある女子教員になる」ことをめざすこと以外の競争心は、入り込まないこと。
- ② よく管理された師範学校は、現職の女子教員の集結点、ひとつのセンターとなること。それは、世俗的な女子教員にとって、孤立は弱点の原因となるから、とコメントされている。
- ③ 師範講座では、上級免状の取得まで教育するところは少ないけれど、師範学校はそうではないこと。
- ④ 師範講座では、「教育学的な教育」がほとんどないけれど、師範学校はそうではないこと。

これらの優越性の根拠をあげてフェリーは、「師範講座はすぐれた個々の教員を育成するかもしれないが、師範学校は優れた教員集団を形成するのである」と言う。そして、これまで男子師範学校によって、男子の教員集団は形成されてきたが、今や、女子師範学校によって、女子教員の教育集団を形成するときだと強調したのであった。このことにつき、フェリーは第二帝政下の共和派の文相デュリュイ(Dury, V.; 1811-1894)の企図を引き合いにだして、つぎのように述べるのであった。すなわち、「諸君、女子の教育は、すべての教育がそうであるように、それは国家の財産であり、国家の所轄領域なのである(左翼から：賛同の声)。だが、国家が女子の師範学校を組織した時初めて、真摯な成果、効果ある(国家の)査察が誕生することとなろう(左翼席から：多数の賛同の声)」¹¹¹⁾。ここまで述べてフェリーは、シュスヌロンの質問に答えるかたちで、主題を変える。それは、オート・ロワール県(Haute-Loire)の私立学校ならびにそれらを管理・運営す

る修道会士(修道女)たちの教育活動についての実態報告とコメントであり、これは修道会(士・女)による教育の脆弱性・劣悪さを強調することで、シュスヌロンの主張に対抗することをねらった発言と言える。それは、およそ以下のものであった。

オート・ロワール県では、1877年に住民500人以上のコミュン(市町村)の学校が200校あったが、そのうち166校は「私立学校」であった。これらは、Béates と呼ばれる修道女たちが経営するもので、「実際には学校ではなく、託児所であり、作業所」であった。そこでは子どもたち — これは、女の子たちであろう：引用者 — には、裁縫さえ教えられず、レース手編みが押し付けられるのみであったことを述べた後、フェリーは、「私はそれらを、子どもたちにレース手編みを強いる代わりに、読み方を教える真に女子教員とともにある真の学校に代えることを望むのである」とコメントするのである。

これは極端な事例であろうが、フェリーはさらに1875年の視学官報告を引用し、女子の学校、とくに修道女が経営する学校について、それらは託児所にほかならないこと、ほとんど教育は施されていないことを強調しつつ、長い演説を締めくくるのであった¹¹²⁾。

3. シュスヌロンの反対論 — 最後の反論：法案は宗教教育を排除するのか？

フェリー文相につづいて登壇したのは、またもやシュスヌロンであり、ふたたび、そして最後の反対論を開陳することとなった¹¹³⁾。このたびの反対論では、主として、本法案もその一環となる教育改革によって誕生しつつある新しい学校、そして新たな教師たちは非キリスト教的であって、非キリスト教的教育をおしすすめようとしていると、やや感情的に非難することに終始することとなる。その内容は、第一に、教育改革によって期待される学校は宗教を教えない学校であることの指摘と非難、第二に、そうした教育改革を企図する立案・推進主体への非難、そして第三に、立案・推進主体の代表的存在としての公教育大臣への非難、に分けられる。以下、それぞれの概要と特徴を示そう。

第一に、シュスヌロンは、現今の教育改革が期待・想定している学校(小学校と師範学校を指していると思われる — 引用者)は、宗教を教えない学校であると主張する。そして、キリスト教を信仰する家族は、そのような学校には子どもたちを通わせることはなく、したがって、「私たちの学校は十分に満足し、諸君の学校はからっぽ」ということにな

るであろう、と言うのである。これは前回も開陳した意見であるが、このたびは、こうした主張を裏づける根拠も示すことなく、いささか主観的かつ感情的な発言となっている。

第二に、現今の教育改革を押し進めようとする者たちの主張・企図についての批判である。これは、ふたつにわけられる。第一点は、改革推進主体が、公教育から宗教団体 — 具体的には修道会のこと：引用者 — を追放しようとするキャンペーンを始めていること、である。これは、本法案もその一環となる教育改革の現状批判といえる。第二点は、やはり改革主体が、公立学校から宗教教育を排除するためのキャンペーンを準備しているということである。これは改革の現状から近未来の展望を、改革推進主体の企図を看破するかたちで批判しようとするものである。シュスヌロンはまずこの二点をあげ、さらに説明を追加する。世俗的教育を押し進めようとすることは、どういうことか？ それは、「二重の排除」を隠蔽しているとする。すなわち、「公教育のあらゆる部分からの、宗教的な修道会の排除、ならびに、公立学校の教育のあらゆる部分からの、宗教教育の排除」という二点である。ここから、シュスヌロンは、現在、フランスの魂（精神）が何に属しているのか、何に依拠しているのか、それが昔と同じようにキリスト教的であり続けるのかどうか、今こそ問われているのだと、自らの、あるいは法案反対側 — したがって共和派的な教育改革の反対論者たち — の課題を提示するのである。これに関連して、シュスヌロンは自分自身の信念を、いささか感情的に述べている。すなわち、真実はカトリック教会の内にあるのだ、それなのに現状では、精神の統一は失われてしまっている、だからこそ今一度、宗教的信念にもとづいて相互の協力が必要なのだ、と。

今回のシュスヌロンの反対演説は短い。最後は、公教育大臣への批判・非難で終わっている。それは、つぎのようであった。「大臣が為そうとしていること、それは教会に対抗する精神の団結（l'unité）の形成である」と。その団結を、どうやって形成しようとしているのか。「法の仮面の下での強制」によって、そして、「（本来）法が保障すべき諸権利を抑圧し、奪い取ろうとするような法」を制定することによってであると述べることで、法案反対の意志を表明するのである。それでも、いくら抑圧されても、「キリスト教的良心」のうちに、自分たちの権利はふたたび蘇るであろうと、演説を締めくくったのである。

シュスヌロンの最後の反対演説は、やや感情的なもので、内容的にも主要な点は前回の反対論で述べ

られたことの繰り返しにすぎず、また説得力に乏しいものと言わざるを得ないであろう。繰り返し主張されたのは、本法案を含めて一連の教育改革を立案・推進しようとする側 — すなわちこの時点で議会内でも主導権を握りつつあった共和派 — の意図を、修道会による教育、修道会学校の廃止、さらに公立学校からの宗教教育の排除という点にもとめ、反対することであった。

4. 逐条審議 — 法案の可決・成立へ

シュスヌロンの反対演説を最後に、上院における法案の全体審議（全般的審議）は終了し、即座に逐条審議に移行した。これはさきにも確認したように、本法案審議に「緊急宣言」がなされていたためである。

逐条審議は、議長が各条文を読み上げ、条文ごとに、あるいは条文の段落ごとに審議 — 基本的には修正案の提案とその採決がなされる。ここでも、まずは第1条からはじめられた⁽¹⁴⁾。

議長の朗読した第1条はもちろん、検討委員会提案の案そのままであった。これに対し、修正案が提出された。フルスノー（Fresneau）の提案した修正案は、以下のとおりである。

「すべての県は、一校の男子教員のための師範学校および一校の女子教員のための師範学校を維持するか、あるいは、それらの学校のどちらか一校を共同の経費で維持するために、隣接のひとつまたは複数の県と連携するか、もしくは、県会の作成したりリストにもとづいて公教育県評議会によって選択された初等学校において男子の生徒＝教師（見習い＝教育実習生）および女子の生徒＝教師を養成する義務を有する。」⁽¹⁵⁾

この修正案は、原案に対し、後段に述べられているように、初等学校における教員見習い（生徒＝教師）制による教員養成方式を追加しようとしたものである。これは、この時点でなおも効力を保持していた1850年3月15日の教育に関する法、いわゆる「ファルー法」の規定による教員養成方式を残存させようというものであった。ファルー法の規定（第47条）によれば、実地見習生（stagiaires）の受け入れを公認された公立または私立の学校（小学校）において、道徳および宗教教育、読み方、書き方、フランス語の基礎、計算および法定度量衡を少なくとも三年間教えたことが証明されれば、実地見習証（certificate de stage）が交付され、それがそのまま

正規の教員免状に代替されたのである⁽¹⁶⁾。すなわち、共和派の企図する教員養成改革＝師範学校による男女の教員養成の一本化を骨抜きにする内容であったといえる。この修正案について、提案者のフルスノーは、その提案理由をつぎのように述べていた。すなわち、自分の修正案は「友人であるシュスヌロン」が要求した「政治的自由」をもとめるもので、それは具体的には「県の自由」を要求するものである。有権者ほど、市町村と県の財政状況をよく知っているものはないのであり、だからこそ、その人たちには学校選択における自由が必要なのだ、自分が要求し、守ろうとするのは、「この、県の自由」なのである、と⁽¹⁷⁾。この修正案の提出ならびにフルスノーの提案理由の開陳に対しては、とくに賛成・反対の論議もなく、ただちに修正案の票決が行なわれた。結果は、賛成121票、反対159票で、修正案は否決されたのであった。

第1条については、つづいてパリ（Paris）の修正案が提出された。これは条文全体にわたるものではなく、第二段落の修正である。以下のような内容であった。

「これらの学校（男女の師範学校のこと：引用者）は、本法公布から4年間の内に設置されなければならないであろう。しかし、師範講座の維持のために上級初等教育の学校と取り決めに交わしている県にあっては、上記の期間は、その取り決めの期限満了まで、延長されるであろう。」⁽¹⁸⁾

これもまた、柔軟ではあるが現状維持をねらうもので、師範講座の存続を図ろうとしていた。なお、ここで言われる「上級初等教育（enseignement primaire supérieur）」とは、ギゾー法の規定にさかのぼるもので、高等小学校ないし小学校付設の高等小学教育学級などで実施されていた⁽¹⁹⁾。修正案は、ここに見習生を送り込んでいる師範講座の存続をみとめようとするものであった。パリスは、その提案理由として、およそ以下のように述べていた。すなわち、ごく少数とはいえ、現在も上述した方式による教員養成を実施している県があること、こうした「例外的な県」に「より合理的で公平な仕方」で、本法の適用をもとめたものである、と。この修正案に対しては、法案検討委員会報告の報告者ロンジャが、反論を述べている。すなわち、指摘される「例外」は、パ・ドゥ・カレ県（le Pas-de-Calais）ただひとつであり、ここでは県知事や国の意向に反して県会が師範講座と契約を更新してしまったのである、と。つまり、修正案が適用されるような県は、

まったくの例外的な県がただひとつであると強調して、反対したのである。パリスの修正案も票決が行なわれ、その結果、賛成115、反対157で、否決されたのであった。修正案の提案はこれで終わり、第1条全体の票決が行なわれ、賛成161、反対108で採択された⁽²⁰⁾。

ひきつづき、第2条以下の逐条審議と票決が行なわれた。審議は、議事録をみるかぎり、修正案の提案も論議もなく、ただ票決のみが行なわれたことになっている。第2条から第7条まで、すべて検討委員会提案の原案のまま議長から改めて提案され、すべて、過半数の得票を得て採択されている。ただ最後に、第7条の後に、追加すべき条文が提案された⁽²¹⁾。それは、上院の法案検討委員会委員のひとりでもあったド・ヴァンタヴォン（de Ventavon）とレオン・クレマン（Clément, L.）によるもので、以下のような内容であった。

「特別課税が2万フラン以下の県にあっては、女子師範学校の設置経費を、学校経費と同様に、初等教育にかかわる特別税による負担とし、なお不足する場合には、1850年3月15日の法第40条の第四段落に定める基金の負担とする。」⁽²²⁾

提案理由として、クレマンが、およそつぎのように述べている。この修正（追加）案は、特別税が2万フラン以下の県にあっては、師範学校にかかる経費の総額を「4サンチームの特別税の基金と国庫補助」に任せようとするものである。その理由として、第一に、本法案（原案）のままでは、義務的経費にかかわる県の自由を侵害してしまうおそれがあること。第二に、貧しい県にとっては新たな増税となってしまうこと、をあげるものであった。これに対しても、法案検討委員会のロンジャが登壇して応えようとしたのであるが、なぜか引き下がり、即座に票決に移されている。おそらくは、すでにみたシュスヌロンの反対論とそれに対する公教育大臣の反論の繰り返し・重複となることを考慮したためであろう。票決の結果は、賛成117、反対160で、否決されたのである。

各条文それぞれが採択された後、法案全体の票決が行なわれ、投票総数267票、賛成158票、反対109票で、上院は、師範学校設置法を可決した。これをもって、初等師範学校の設置に関する法は、法的に成立したのである。これが、すでに確認した⁽²³⁾「初等師範学校の設置に関する1879年8月9日の法律」として、ただちに公布されたのであった。

註

- (1) 拙稿「フランス第三共和政初期の教員養成改革に関する考察（4） — 1879年師範学校設置法の成立過程：その4 —」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』第138号，2008年，参照。
- (2) シュスヌロンの反対論については，とくにことわらないかぎり，*Journal Officiel de la République Française*（以下，*J. O.*と略記）*du 2 Août 1879*, pp.7947-7949. によっている。
- (3) *Ibid.*, p.7947.
- (4) *Ibid.*, p.7949.
- (5) ジュール・フェリー文相の演説については，とくにことわらないかぎり，*J. O. du 2 Août.*, *ibid.*, pp.7949-7955. によっている。
- (6) ファルー法（1850年3月15日の教育に関する法）は，その第25条で，教員の資格について，つぎのように定めていた。「教員の資格は，第47条に定める実地見習証，国の専門学校に入学を許可されたことの証明書，あるいは国によって認可された宗派の一つの，停止も罷免もされていない聖職者の資格によって，その代わりとすることができる」と。すなわち，聖職者の資格を有する者は，自動的に初等教員の資格をもつこととなっていた。この定めは，本法案審議が行なわれている1879年当時はまだ効力をもっていたのである。条文については，Chevallier, P. et Groperrin, B. (éd.) : *L'Enseignement français de la Révolution à nos jours, tome II : Documents*, Paris, 1971, p.166. ただし，訳語については，梅根 悟（監修）『世界教育史大系10 フランス教育史Ⅱ』講談社，昭和50年，を参照した。
- (7) *J. O. du 2 Août.* op. cit., pp.7951-7952.
- (8) *Ibid.*, p.7952.
- (9) *Loc. cit.*
- (10) *Ibid.*, p.7953.
- (11) *Ibid.*, p.7954.
- (12) *Ibid.*, p.7955.
- (13) シュスヌロンの反対論については，とくにことわらないかぎり，*ibid.*, pp.7955-7956. によっている。
- (14) 逐条審議については，とくにことわらないかぎり，*ibid.*, pp.7956-7959. によっている。
- (15) *Ibid.*, p.7956.
- (16) ファルー法の第47条は，以下のように規定していた。「必要な場合，アカデミー（学区 — 引用者）評議会は，実地見習生を受け入れることが公認された公立学校または私立の学校において，第23条第一段落に掲げられた教科を少なくとも三年間教えたことが証明された者に対して，実地見習証を交付する。」Chevallier, P. et Groperrin, B. (éd.) : *L'Enseignement français de la Révolution à nos jours, tome II : Documents*, Paris, 1971, p.171., ただし，訳語については，前掲『世界教育史大系10』88頁にしたがった。
- (17) *J. O. du 2 Août 1879.*, op. cit., p.7956.
- (18) *Ibid.*, pp.7956-7957.
- (19) 「上級初等教育」の訳語とその沿革と内容については，前掲『世界教育史大系10』参照。
- (20) *J. O. du 2 Août.* op. cit., p.7959.
- (21) *Loc. cit.*
- (22) *Loc. cit.*
- (23) 拙稿「フランス第三共和政初期の教員養成改革に関する考察（1） — 1879年師範学校設置法の成立過程を中心に —」『岡山大学教育学部研究集録』第134号，2007年，14-15頁。